

社会的弱者・被害者救済について

公的機関にできること

Potential roles of public organizations for relief of people in need and the socially vulnerable



澤田 知樹 SAWADA Tomoki

准教授

Associate Professor

専門領域 Areas of expertise

■行政法
Administrative Law

主な担当科目 Subjects

- ■観光関連法規 B
- ■地域再生と関連法規

研究活動 Research

Ⅰ 行政機関の裁量の行使を適正化する手法として大別して二つの方法が考えられる。ひとつはトップダウン手法によるものであり、いまひとつはボトムアップ手法によるものである。これらの手法はそれぞれ別の局面において作用するものと考えられるが、それぞれの場合における行政機関の裁量に対する適正化手法として考察する。また、議会による立法や裁判所の判例による行政への効果・作用について、主に弱者・被害者の保護という観点からの考察を行う。

Ⅱ DV法の日米比較。日本においてDV法は、保護命令を除いて、法的拘束力や強制力を有しない。また、被害者を加害者から引き離すことに主眼を置いており、早期における被害者の保護の必要性や事後のケア(特に精神的ケア)については定められていない。これらについて米国法を参考にしつつ日本DV法の発展の可能性を考察する。

Ⅲ 米国において、被害者救済のために新たに適用の可能性が主張されて合衆国憲法修正第13条による被害者の救済の可能性が主張されている。それらの主張の日本法への示唆や適用可能性を探求する。

南北戦争後の1862年、米国における奴隷は解放され、その後、修正第13条が制定された。だがそれは公的な制度を適用するにあたっての解放にすぎず、黒人に対する差別は根強く続けられた。修正第13条は永きに亘って忘れられたあるいは無視された憲法条文であった。100年後、ジョン・F・ケネディは黒人に対する差別を解消すべく行動を開始した。これによりに修正第13条は復活させられた。

" ... justice requires us to insure the blessings of liberty …(中略)… but, above all, because it is right."

また、DV被害者や虐待被害者の人権を実現するためには、アファーマティブ・デューティという考え方が必要かもしれない。そのような状況にあるがために、自由や権利を実質的に奪われている人々を救済すために、政府が積極的な義務(アファーマティブ・デューティ)を負っていると構成することにより、救済の法理を進めることが可能になると考える。

ゼミ活動 Education

景観、文化、住民参加のまちづくり、あるいはジェンダーなどの問題について自治体(市役所)などの行政は何ができるかについて考えます。景観計画に基づく眺望県観の保護、地区計画を用いた街並みの保護それにたいする住民の参加、あるいは DV 被害者の保護・救済について、自治体の役割あるいは働きを参照しつつ、その取り組みについて考えます。行政の働きについて法律上の考察を行うわけではありません。住民の目から見た、行政の働きや役割について考えていきます。

なお、実際にその活動内容を聴きに行きます。今までの例としては、高野町の景観や世界遺産については高野町役場まち未来課や教育委員会、自治体が主体となった事業興しについては神戸市役所産業振興局農政部、眺望景観・伝統的建造物群保存地区については京都市役所都市景観部景観政策課、地区計画を用いたまちづくりについては京都市役所都市計画局都市づくり推進課、和食が世界無形文化遺産に登録されたことについては京都市役所文化財保護課へ訪れ、担当の方からご説明を受けました。

